

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年2月17日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会をいう。

(費用の負担)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付(電磁的記録にあつては、これに準ずる方法として実施機関が別に定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの交付に要する費用のうち、実施機関が別に定めるものを負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年広域連合条例第6号)第1条に規定する長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。

(運用状況の公表)

第5条 実施機関は、毎年度、法及びこの条例の規定に基づく各実施機関における開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第5号）
（長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定の施行の際現に同項の規定による廃止前の長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下この項から附則第7号までにおいて「旧個人情報保護条例」という。）第2条第3号に規定する実施機関（以下この項から附則第5項までにおいて「旧個人情報実施機関」という。）の職員である者又は同項の規定の施行前において旧個人情報保護実施機関の職員であった者に係る旧個人情報保護条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（以下この項から附則第5号までにおいて「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定の施行前において旧個人情報実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務（以下この項において「旧個人情報取扱事務」という。）に従事している者又は従事していた者に係る旧個人情報保護条例第9条第3項の規定による旧個人情報取扱事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

5 附則第2項の規定の施行前に旧個人情報保護条例第10条、第21条又は第24

条の3の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に定める旧個人情報実施機関が保有する旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 旧個人情報保護条例第32条の規定による開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る運用状況を取りまとめ、これを公表することについては、なお従前の例による。

7 附則第2項の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。